

宇治田原町部活動ガイドライン

令和5年11月1日
宇治田原町教育委員会

宇治田原町部活動ガイドライン

宇治田原町教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、スポーツや文化、科学等に親しむことにより、学校教育が目指す学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として実施されてきた。しかし、近年指導する教職員の指導日数や時間、競技未経験な顧問の配置及び生徒の成長に合わせた活動時間などの課題が明らかになった。

このような中、国は部活動改革の第一歩として、休日に教職員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することを柱に休日の部活動の段階的な地域移行を進めている。また、部活動の指導を希望する教職員が、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築することも必要であるとしている。

そこで学校部活動の地域移行について、京都府では単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様なスポーツ・文化芸術の体験機会を確保するという考えから、「学校部活動からの新しい活動スタイルが目指す方向性の総称（京都モデル）」と呼ぶこととしている。

そこで本町では、『京都モデル』をもとに、『宇治田原スタイル』を設定し、中学校のニーズを優先し、中学校で入部募集を行う部活動の中から段階的に移行し、学校部活動を継続しながら、地域連携から始める。本町のスタイルは、宇治田原町教育委員会（以下、町教委）が休日における部活動（以下、地域部活動）の管理・運営を行い、地域人材を派遣する部活動と位置付ける。当面、休日に、教職員が指導する場合は学校管理下であるが、地域部活動指導者のみが指導する場合は町教委が統括する。

なお、全ての部活動を一斉に地域移行するのは難しいため、令和5年度から試行し段階的に地域移行を進める。

そこで、町教委は令和4年10月に「地域部活動準備委員会」を立ち上げ、令和5年1月に「地域部活動企画委員会」を設置し、議論してきた。その結果を踏まえ、宇治田原町の中学生の部活動参加について、適切に運営されるよう「宇治田原町部活動ガイドライン」を策定する。

2 学校における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月）において、学校部活動は以下のように定義されている。学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではないことに留意する。

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 目指すべき部活動（位置付け、指導者、保険等）

(1) 平日における部活動

学校教育の一環（以下、学校管理下）として、学校が設置するスポーツ・文化活動に係る活動と位置付ける。学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。指導者は学校の教職員、外部指導者又は地域部活動指導者となる。活動中の事故については、学校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済で対応する。

(2) 休日における部活動

休日における部活動（以下、地域部活動）は町教委が管理・運営を行い、地域人材を派遣する活動と位置付ける。当面、休日に、教職員が指導する場合は学校管理下であるが、地域部活動指導者のみが指導する場合は、町教委が統括する。地域部活動指導者は中学校の外部指導者として学校と町教委が承認し、町教委が任用した者とする。活動中の事故については、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の傷害保険（賠償責任保険を含む）で対応する。

4 活動時間及び休養日等の基準

(1) 活動時間

ア 平日は2時間程度とする。

イ 休業日（週休日、祝祭日、長期休業期間等）は3時間程度とする。

上記を基本とし、登下校や健康上の安全、生活リズムの維持等を考慮し、活動時間帯を適切に設定すること。

(2) 休養日

週2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）の休養日を設けるとともに、お盆及び年末年始の期間は休養日とし、年間100日以上、うち、休業日（週休日、祝祭日、長期休業期間等）に50日以上休養日を設定すること。なお、大会等で休業日（週休日、祝祭日、長期休業期間等）に活動した場合は、活動した日数分を他の日に振り替えること。

(3) 練習時間の延長

部活動において、練習時間は延長しないことを基本とする。ただし、中体連主催等の公式大会前に延長する場合、教職員と地域部活動指導者とで協議の上、延長時間及び指導内容を校長に報告し、承認を得ること。

(4) 遠征、合宿

実施に当たってはその必要性を十分に検討するとともに、以下の点に留意すること。

ア 部活動においては、「宇治田原町部活動指導指針」、「宇治田原町立維孝館中学校部活動に係る活動方針」及び「宇治田原町立学校管理運営に関する規則」を遵守すること。

イ 部活動においては、事前に当該校長に届出をすること。

(5) その他の留意事項

ア 定期テスト前の部活動停止期間は、原則として活動を行わない。

イ 学校で法定伝染病等が流行し部活動が停止になった場合は、活動を行わない。

ウ 気象警報発表時及び熱中症リスクが大きいと思われる「暑さ指数 31℃以上」の場合は運動を中止することとする。

エ その他安全確保が困難な状況等がある場合は、活動を行わない。

5 各実施主体及び指導者の責務と関係

(1) 学校

ア 本ガイドラインに基づき、「部活動にかかる活動方針」を作成し、生徒、保護者に周知する。時機を捉えて部活動保護者会、学校ホームページ、学校便り等で生徒、保護者、地域に対して、活動方針を公開するなど保護者との連携を行う。

イ 活動方針に基づいた休養日等を設定した年間活動計画を作成し、活動方針とともに毎年4月末日までに町教委へ提出する。

ウ 部活動の設置（新設、統廃合を含む）については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には種目別の最低必要部員数、教職員、指導者、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断する。なお、生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部又は統廃合の措置について検討する。また、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、生徒の部活動加入については、「自主選択制」を原則とする。

(2) 町教委

ア 町教委は本ガイドラインに基づいて活動を運営する。その際、学校と連携を密にして、活動時間及び休養日等が本ガイドラインの範囲内となるよう配慮し、適宜、指導・是正を行う。

イ 活動を開始するまでに、地域部活動指導者、参加者ともに保険に加入する。

(3) 大会等への参加

中学校体育連盟主催の大会については教職員及び地域部活動指導者が引率する。中学校体育連盟主催以外の地域スポーツ活動等の大会については、地域部活動指導者のみが引率することを可とする。この原則によらない場合は、教職員及び地域部活動指導者双方が協議をして決定する。文化系部活動も同様とする。

(4) 教職員と地域部活動指導者の関係

学校側の窓口は教頭とする。教職員と地域部活動指導者間において連絡を密にし、地域部活動中に生徒指導上の問題等が発生した場合、地域部活動指導者は教頭又は教職員を通して学校に報告する。そして、校長指導のもと、関係者が連携を取りながら対応する。

(5) 地域との協働

町教委及び校長は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。

(6) 地域部活動指導者の質の確保

ア まず、外部指導者として部活動に関わり、平日と休日の部活動がスムーズにいくように顧問と連携し、活動方針や活動状況、生徒に関する情報等の共有に努める。

イ 外部指導者は校長の管理のもと、教職員と連携し、学校の教育活動の一環として計画された部活動の目標達成のため、教職員の補助及び生徒に対する技術的指導及び助言を行う。

ウ 外部指導者は技術的な指導、ルール等に係る内容は当然のこと、生徒の心と体の健康や望ましい人間関係づくり等、様々な面に留意して指導する。生徒を第一に考え、「結果よりもプロセス」を大切にするなど、決して結果至上主義にならないようにする。

エ 外部指導者の募集については、まず各種目の協会に依頼し、その後町教委が HP 等で募集し、学校と町教委とで面接して決定し、地域人材バンク登録を行う。

オ 京都府の京都式「部活動サポート」事業（外部指導者）を活用する。

カ 地域部活動指導者の最終選定（選出）は外部指導者としての実績から、学校と町教委で判断し、決定する。

キ 指導者は生徒の安全に関する研修に参加することを基本とするとともに、救急対応及び対処方法を身につける実践的な研修を、学校・生徒・指導者で共通理解できるように計画的に受講する。

(7) 受益者負担の考え方

国の方針によると、指導者への報酬や保険料等については、受益者負担となることを基本としている。すべての部活動が完全に地域部活動に移行されるまでは、休日の部活動参加について、保護者の負担に格差が生じることになるので、町の予算状況を踏まえ、可能な範囲で補助する。今後、報酬や保険料等が、保護者にとって低廉な額での利用を認めたり、国や府等からの支援を積極的に活用したりする。また、経済的に困窮する家庭については可能な限り支援し、誰でも地域部活動に親しむ機会を確保していく。

(8) 安全の確保と緊急時の対応

ア 安全の確保

- ① 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要がある。部活動においても、生徒のバランスの取れた生活や成長のために健康・安全に留意した適切な活動を行う。
- ② 教職員及び指導者は、必ず事前に生徒へ安全に対して注意を促し、個に応じた指導も含めて、計画的に指導していく。
- ③ 熱中症を予防するために、高温や多湿時には暑さ指数（WBGT）にも留意し、十分に水分や塩分が補給できる休憩時間を確保するとともに、生徒の健康管理を徹底する。なお、生徒の健康や安全、命を優先する観点から、熱中症リスクが大きいと思われる「暑さ指数 31℃以上」の場合は運動を中止することとする。
- ④ 活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。
- ⑤ 安全点検等の実施に当たっては、生徒の意見も聞き、生徒の視点から危険が感じられる個所についても点検を行う。

イ 緊急時の対応

学校内外を問わず、生徒の事故等に対して、迅速かつ適切な対応や治療につながるためには、町教委、校長及び指導者の連携はもちろんのこと、生徒自らが適切に対応できるよう日頃から指導しておく。

- ① 事故が発生した場合は生徒の安全を優先するとともに、生徒の容態や事故の事実関係を正しく把握し、必要な場合は躊躇なく救急車を要請する。また速やかに、町教委、校長及び保護者に報告する。特に、首から上のケガについては症状の軽重に関わらず、医療機関で受診することを原則とする。
- ② 事故が発生した場合に備え、速やかに町教委及び校長等に第一報が入るように連絡体制等を作成する。また、医療機関で受診するための道筋を確立する。
- ③ 事故が発生した後は、速やかに町教委及び校長、指導者によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について点検するとともに、再発防止対策を早急に講ずる。
- ④ 生徒や保護者に緊急に連絡を行う場合を想定した連絡体制をつくる。連絡先は個人情報であり、その取扱いは十分に注意する。
- ⑤ 危機管理には、「さ：最悪を考え」「し：慎重に」「す：すばやく」「せ：誠意をもって」「そ：組織的な対応を」を基本に行動する。

6 指導に当たっての留意事項

中学生のスポーツ・文化活動の指導に当たっては、技術的な指導、ルール等にかかる内容は当然のこと、生徒の心と体の健康や望ましい人間関係づくり等、様々な面に留意して指導する。また、学校の教職員が地域部活動指導者となる場合は、各種法令等に沿って参加する。

(1) 生徒の意欲や主体性の形成

生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、生徒の良いところを見つけ伸ばしていく指導と不十分な点について生徒自ら振り返ることができるような指導を適切に行うよう努めなければならない。

(2) 良好な人間関係形成やいじめ防止

指導者は、結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、生徒のリーダー的な資質・能力を育成するとともに、指導者と生徒、上級生と下級生、生徒間における良好な人間関係の形成に努めなければならない。

(3) 効率的・効果的な指導

指導者は、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、科学的な手法を取り入れ、効率的・効果的な練習方法等を検討・導入するよう努めなければならない。

(4) 体罰等の根絶

体罰は、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されない。

(5) 教職員が地域部活動指導者となる場合（兼職兼業）について

地方公務員である教職員はサービスを監督する町教委の許可を得た場合には、営利企業等に従事することが可能である。

7 町教委の役割

本ガイドラインに基づいた取組を推進するために、町教委は以下の役割を担うものとする。

- (1) スポーツ協会・文化協会加盟の各団体及びスポーツ・文化少年団等町内のスポーツ・文化団体への本ガイドラインの周知
- (2) 本ガイドラインに基づき実施される中学生を対象とするスポーツ・文化教室等の実施団体との連絡・調整
- (3) 中学生のスポーツ・文化活動に関わる指導者等を対象とした資質向上のための研修会等の開催
- (4) 外部指導者の地域人材の発掘・活用及び指導者人材の育成

8 その他

本ガイドラインは今後の各種通知や社会の要請により、関係者間で協議し、適切に改定を加えていくものとする。

附則

このガイドラインは、令和5年11月1日から実施する。

【終わりに】

今回策定した「宇治田原町部活動ガイドライン」は、宇治田原町の実情を踏まえ、生徒の視点に立った部活動の改革に向けた具体的な取組についてまとめたものです。

社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校だけでは解決することができない課題が増えてきています。とりわけ、少子化が進展する中、部活動によっては、部員数の減少等により従前と同様の運営体制では維持は難しくなっている状況も見られます。

町教委は、今後も中学校教職員、保護者の代表者、スポーツ各種団体の代表者等で構成される『地域部活動検討委員会』を設置し、中学校における適正な部活動の運営の在り方等について検討を続けます。

今日、行き過ぎた指導や勝利至上主義、過度な週休日の練習や大会への参加など、部活動の運営の適正化や指導に当たる教職員の多忙化の解消が求められています。今後は、中学校の実態を踏まえた上で、関係機関とも連携を深め、さらなる適正な部活動の運営を推進していくこととします。

<参考資料>

「中学校学習指導要領」平成 29 年 3 月告示：文部科学省

「宇治田原町部活動指導指針」平成 31 年 3 月：宇治田原町教育委員会

「宇治田原町立学校管理運営に関する規則」令和 4 年 1 月：宇治田原町教育委員会

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的ガイドライン」

令和 4 年 12 月：スポーツ庁・文化庁

「令和 5 年度京都府中学校総合体育大会における地域スポーツ団体等（地域スポーツクラブ活動）の参加資格の特例について」令和 5 年 2 月：京都府中学校体育連盟

「地域スポーツ・文化クラブ活動推進計画（仮称）策定に向けた参考資料」

令和 5 年 2 月：京都府地域部活動推進検討委員会